

2020年9月24日

24/7Workout および 24/7English 所属
従業員のみなさま

担当部署 コーポレート本部人事総務部

地域手当見直しに関する業務連絡

2020年10月1日付で下記のとおり地域手当の金額を改定することが決定しましたので、業務連絡いたします。最低賃金法の改正に伴い、消費税増税や最低賃金の引き上げ、働き方改革等の改正施行により物価上昇や経済情勢、各事業所の休日・労働時間を勘案し、改定することが決定しました。

記

1 地域手当について

当該地域手当は、10月1日付改定施行の所定内手当支給基準第4章に定めるとおり、東京都および神奈川県に所在する勤務地に勤務する社員（有期契約社員を含む）に対して支給しています。

※詳細は、24/7ポータルの規程・規則⇒各種規程⇒C003-2 所定内手当支給基準をご参照ください。

2 地域手当の対象者要件 **【改定なし】**

24/7Workout および 24/7English 所属の無期社員または有期社員で、かつ、東京都および神奈川県に所在する勤務地に勤務する社員

※東京都、神奈川県以外の都道府県に所在する勤務地に勤務する社員は、対象外です。

3 2020年10月1日以降の地域手当支給額（月額）

勤務地が東京都内の場合：月の所定内時間1時間あたり13円 **【金額改定なし】**

勤務地が神奈川県内の場合：月の所定内時間1時間あたり12円 **【1円アップ】**

※無期社員は、月の平均所定労働時間は、172時間とし、有期社員の所定内時間は個別契約による。

よって、無期社員は、月額2,236円（東京都）、月額2,064円（神奈川県）とする。

4 改定日

2020年10月1日

5 その他

(1) 当該地域手当の支給停止および金額の見直しについて

地域手当は、所定内手当支給基準に従い、配属または人事異動により勤務地が変更となった場合は、配属後または異動後の勤務地が所在する都道府県によって、支給額を見直しのうえ、所定内手当支給基準に従い、支給額を決定、または支給停止とします。

(2) 当該地域手当の改定反映月

2020年11月25日 ※2020年11月支払分の給与より改定を反映し支給します。

以上